



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

\*35 森林組合法施行細則の一部を改正する規則 (林業振興課)..... 1

○ 告示

1085 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 12

1086 指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課)..... 12

1087 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)..... 12

1088 " ( " )..... 13

1089 " ( " )..... 13

1090 " ( " )..... 14

1091 " ( " )..... 14

1092 " ( " )..... 15

1093 " ( " )..... 15

1094 大規模小売店舗立地法による有田市から聴取した意見の概要 ( " )..... 15

1095 大規模小売店舗立地法による御坊市から聴取した意見の概要 ( " )..... 16

1096 " ( " )..... 16

1097 大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要 ( " )..... 17

1098 大規模小売店舗立地法による岩出市から聴取した意見の概要 ( " )..... 17

1099 " ( " )..... 18

1100 大規模小売店舗立地法によるかつらぎ町から聴取した意見の概要 ( " )..... 18

1101 大規模小売店舗立地法による有田川町から聴取した意見の概要 ( " )..... 19

1102 大規模小売店舗立地法による上富田町から聴取した意見の概要 ( " )..... 19

1103 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 20

1104 " ( " )..... 20

1105 " ( " )..... 20

1106 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)..... 21

1107 " ( " )..... 22

1108 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)の一部改正 (総務事務集中課)..... 23

## 規 則

### 和歌山県規則第35号

森林組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年8月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

森林組合法施行細則の一部を改正する規則

森林組合法施行細則(昭和53年和歌山県規則第93号)の一部を次のように改正する。

第1条中「とは森林組合」の次に「(県の区域を超える区域を地区とする森林組合を除く。)」を加え、

「又はその区域」及び「森林組合又は」を削る。

第2条第1項中「別記第1号様式の申請書」を「信託規程承認申請書(別記第1号様式)」に改め、同条第2項中「別記第2号様式の申請書」を「信託規程変更承認申請書(別記第2号様式)」に、「別記第3号様式の申請書」を「信託規程廃止承認申請書(別記第3号様式)」に改める。

第3条第1項中「承認」を「承認」に、「別記第4号様式の申請書」を「林地処分事業実施規程承認申請書(別記第4号様式)」に改め、同条第2項中「別記第5号様式の申請書」を「林地処分事業実施規程変更承認申請書(別記第5号様式)」に、「別記第6号様式の申請書」を「林地処分事業実施規程廃止承認申請書(別記第6号様式)」に改める。

第18条中「細則」を「規則」に、「経過し」を「経過して、知事に提出し」に改め、同条を第20条とする。

第17条を削る。

第16条の見出し中「及び」の次に「当選の」を加え、同条中「第115条」を「第115条第1項又は同条第2項において準用する同条第1項」に、「別記第16号様式の請求書」を「(生産)森林組合(連合会)議決(選挙又は当選)取消請求書(別記第20号様式)」に改め、同条を第19条とする。

第15条中「別記第15号様式の請求書」を「(生産)森林組合(連合会)検査請求書(別記第19号様式)」に改め、同条を第18条とする。

第14条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

(森林組合連合会における準用規定)

第17条 第10条から前条までの規定は、森林組合連合会(県の区域を地区とする森林組合連合会に限る。

以下「連合会」という。)がこれらの規定における法の規定について法第109条の規定により準用する場合においてそれぞれ準用する。

第13条を第15条とする。

第12条中「別記第14号様式により報告書」を「(生産)森林組合役員異動報告書(別記第18号様式)」に改め、同条を第14条とする。

第11条の見出しを「(総会等終了報告)」に改め、同条中「、総会」の次に「又は総代会」を加え、「別記第13号様式により報告書」を「総会(総代会)終了報告書(別記第17号様式)」に改め、同条を第13条とする。

第10条の見出しを「(総会等開催予定報告)」に改め、同条中「(第65条の規定による総代会の場合を含む。以下同じ。)」を「又は総代会」に、「別記第12号様式によりその旨」を「総会(総代会)開催予定報告書(別記第16号様式)」に、「報告し」を「提出し」に改め、同条を第12条とする。

第9条の見出しを「(役員の変更等の請求の報告)」に改め、同条各号を次のように改め、同条を第11条とする。

- (1) 法第52条第1項(法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定による役員の変更の請求
- (2) 法第59条第2項(法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定による総会の招集の請求又は法第65条第5項(法第100条第2項において準用する場合を含む。)において準用する法第59条第2項の規定による総代会の招集の請求

第8条を第10条とする。

第7条第1項中「第84条第2項」を「第84条第3項において準用する法第79条(法第100条第4項において準用する場合を含む。)」に、「別記第11号様式の申請書」を「(生産)森林組合合併認可申請書(別記第14号様式)」に改め、同条第3項中「申請書」を「(生産)森林組合合併認可申請書」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(組織変更の認可)

第9条 法第100条の8第1項又は第100条の16の規定により組織変更の認可を受けようとする者は、組織変更認可申請書(別記第15号様式)を知事に提出しなければならない。

第6条第1項中「第83条第2項」の次に「(法第100条第4項において準用する場合を含む。)」を加え、「別記第9号様式の申請書」を「(生産)森林組合解散認可申請書(別記第12号様式)」に改め、同条第2項中「第83条第6項」を「第83条第5項(法第100条第4項において準用する場合を含む。)」に、「別記第10号様式により知事に提出しなければならない」を「(生産)森林組合解散届(別記第13号様式)を知事に提出して行うものとする」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「第78条第1項」を「第79条(法第100条第3項において準用する場合を含む。)」に、「別記第8号様式の申請書」を「(生産)森林組合設立認可申請書(別記第11号様式)」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「第61条第2項」の次に「(法第100条第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「別記第7号様式の申請書」を「(生産)森林組合定款変更認可申請書(別記第10号様式)」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(森林経営規程の承認等)

第4条 法第26条の3第1項の規定により森林経営規程の承認を受けようとする者は、森林経営規程承認申請書(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。

2 法第26条の3第3項の規定により承認を受けようとする者は、森林経営規程の変更にあつては森林経営規程変更承認申請書(別記第8号様式)を、森林経営規程の廃止にあつては森林経営規程廃止承認申請書(別記第9号様式)をそれぞれ知事に提出しなければならない。

別記第1号様式中「組合長理事」を「代表者職氏名」に改め、「このたび」を削り、「ついで」を「当たり」に、「承認せられたく」を「承認されるよう」に改める。

別記第2号様式中「組合長理事」を「代表者職氏名」に、「決議し」を「議決し」に、「承認せられたく」を「承認されるよう」に改める。

別記第3号様式中「組合長理事」を「代表者職氏名」に、「決議し」を「議決し」に、「承認せられたく、」を「承認されるよう」に改める。

別記第4号様式中「組合長理事」を「代表者職氏名」に改め、「このたび」を削り、「ついで」を「当たり」に、「承認せられたく」を「承認されるよう」に改める。

別記第5号様式中「組合長理事」を「代表者職氏名」に、「決議し」を「議決し」に、「承認せられたく」を「承認されるよう」に改める。

別記第6号様式中「組合長理事」を「代表者職氏名」に、「決議し」を「議決し」に、「承認せられたく」を「承認されるよう」に改める。

別記第15号様式及び別記第16号様式を削る。

別記第14号様式中「第12条関係」を「第14条関係」に、「組合長理事」を「代表者職氏名」に、「年齢」を「年齢」に改め、同様式を別記第18号様式とする。

別記第13号様式中「第11条関係」を「第13条関係」に、「組合長理事」を「代表者職氏名」に、「第回」を「第 回」に改め、同様式を別記第17号様式とする。

別記第12号様式中「第10条関係」を「第12条関係」に、「組合長理事」を「代表者職氏名」に、「第回」を「第 回」に、「月日」を「 月 日」に改め、同様式を別記第16号様式とする。

別記第11号様式中「第7条関係」を「第8条関係」に、「組合長理事」を「代表者職氏名」に改め、「このたび」を削り、「から認可されたく、」を「ので、認可されるよう」に、「住所氏名」を「住所及び氏名」に、「ので認可されたく」を「ので、認可されるよう」に改め、同様式を別記第14号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第15号様式 (第9条関係)

組織変更認可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

市町

番地

郡村

〇〇生産森林組合

代表者職氏名 印

〇〇会社へ組織変更したいので、認可されるよう下記関係書類を添えて申請します。

記

- 1 組織変更計画の内容を記載した書類又は謄本
- 2 組織変更議決時の財務諸表 (財産目録、貸借対照表及び損益計算書)
- 3 組織変更を議決した総会の議事録謄本
- 4 組織変更後〇〇会社の定款となるべきもの
- 5 森林組合法 (以下「法」という。) [第 100 条の 3 第 6 項において読み替えて準用する] 法第  
[第 100 条の 18 において読み替えて準用する]
- 66 条第 2 項の手続を完了したことを証する書面
- 6 法 [第 100 条の 3 第 6 項において読み替えて準用する] 法第 67 条第 2 項の手続を完了した  
[第 100 条の 18 において読み替えて準用する]  
ことを証する書面
- 7 その他参考資料

注 6 は、法第 100 条の 3 第 6 項において読み替えて準用する法第 67 条第 2 項の手続又は法第 100 条の 18 において読み替えて準用する法第 67 条第 2 項の手続を行った場合に添付する。

別記第10号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に、「組合長理事」を「代表者職氏名」に改め、「昭和」及び「(又は定款で定めた存立時期の満了により)」を削り、同様式を別記第13号様式とする。

別記第9号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に、「組合長理事」を「代表者職氏名」に改め、「昭和」を削り、「認可されたく、」を「、認可されるよう」に改め、同様式を別記第12号様式とする。

別記第8号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に、「、氏名」を「及び氏名」に改め、「このたび」を削り、「から認可されたく、」を「ので、認可されるよう」に、「、役員選挙(任)録」を「及び役員選挙(選任)録」に改め、同様式を別記第11号様式とする。

別記第7号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に、「組合長理事」を「代表者職氏名」に改め、「昭和」を削り、「認可されたく」を「、認可されるよう」に、「条文」を「規定」に、

「5 森林組合法(以下「法」という。)第66条第1項の規定による財産目録及び貸借対照表

6 法第66条第2項の規定による手続を完了したことを証する書類

7 法第67条第2項の規定による手続を完了したことを証する書類(法第66条の場合、を債権者が異議を述べたとき。)

注 1 5～7は、出資一口の金額の減少を議決した場合に記載する。

2 全文改正の場合には、新旧対照表の添付を要しないが、旧定款を添付する。」

「5 森林組合法(以下「法」という。)第26条第1項の規定による手続を完了したことを証する書類

6 法第26条第2項の規定による手続を完了したことを証する書類

7 法第26条の2第1項及び第2項の規定による手続を完了したことを証する書類並びに同条第3項の反対の意思の通知がないことを証する書類

8 法第66条第1項の財産目録及び貸借対照表

9 法第66条第2項の規定による手続を完了したことを証する書類

10 法第67条第2項の規定による手続を完了したことを証する書類

注 1 3について、定款の全部を改正する場合は、新旧対照表に代えて変更前の定款を添付する。

2 5は、法第26条第1項の規定による手続を行った場合に添付する。

3 6は、法第26条第2項の規定による手続を行った場合に添付する。

4 7は、法第26条の2第1項の規定による手続を行った場合に添付する。

5 8及び9は、出資一口の金額の減少を議決した場合に添付する。

6 10は、出資一口の金額の減少に係る議決につき、法第66条第2項第3号の異議があった場合に添付する。」

式を別記第10号様式とする。

別記第6号様式の次に次の3様式を加える。

別記第7号様式 (第4条関係)

森林経営規程承認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

市町

番地

郡村

〇〇森林組合

代表者職氏名 印

森林組合法による森林経営事業を行うに当たり、別紙のとおり森林経営規程を定めたいので、承認されるよう下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 定款
- 2 理由書
- 3 総会 (総代会) 議事録謄本
- 4 その他参考資料

別記第8号様式 (第4条関係)

森林経営規程変更承認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

市町

番地

郡村

〇〇森林組合

代表者職氏名

印

この組合の森林経営規程を別紙のように変更することについて、年 月 日通常 (臨時) 総会 (総代会) において議決しましたから、承認されるよう下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 森林経営規程変更理由書
- 2 総会 (総代会) 議事録謄本
- 3 変更しようとする規定の新旧対照表
- 4 旧森林経営規程

別記第9号様式 (第4条関係)

森林経営規程廃止承認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

市町

番地

郡村

〇〇森林組合

代表者職氏名

印

この組合の森林経営規程を廃止することについて、 年 月 日通常 (臨時) 総会 (総代会) において議決しましたから、承認されるよう下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 森林経営規程廃止理由書
- 2 総会 (総代会) 議事録謄本
- 3 総会 (総代会) に付議したときにおける森林経営長期事業計画
- 4 定款
- 5 その他参考資料



別記様式に次の2様式を加える。

別記第19号様式 (第18条関係)

(生産) 森林組合 (連合会) 検査請求書

年 月 日

和歌山県知事 様

市町

番地

郡村

〇〇森林組合 (連合会)

正組合員 (正会員) ㊟

(以下連記の上押印すること。)

准組合員 (准会員) ㊟

(以下連記の上押印すること。)

この度、森林組合法第 111 条第 1 項の規定により総組合員 (総会員) の 10 分の 1 以上の同意を得たので、この組合の業務 (会計) の状況を検査されるよう下記の書類を添えて請求します。

記

- 1 請求日現在における正組合員 (正会員) 及び准組合員 (准会員) の数を記載した組合の証明書
- 2 請求同意者の住所、氏名及び同意者が組合員 (会員) であることの組合の証明書
- 3 請求理由書

別記第20号様式 (第19条関係)

(生産) 森林組合 (連合会) 議決 (選挙又は当選) 取消請求書

年 月 日

和歌山県知事 様

市町

番地

郡村

〇〇森林組合 (連合会)

正組合員 (正会員) ㊟

(以下連記の上押印すること。)

この度、森林組合法第 115 条の規定により正組合員 (正会員) の 10 分の 1 以上の同意を得たので、この組合の議決 (選挙又は当選) を取り消されるよう下記の書類を添えて請求します。

記

- 1 請求日現在における正組合員 (正会員) の数を記載した組合の証明書
- 2 請求同意者の住所、氏名及び同意者が正組合員 (正会員) であることの組合の証明書
- 3 請求理由書

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

和歌山県告示第1085号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成29年9月8日まで縦覧に供する。

平成29年8月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成29年8月8日

2 名称

特定非営利活動法人ヴィダ・リブレ

3 代表者の氏名

宮西照夫

4 主たる事務所の所在地

和歌山県日高郡美浜町大字和田1131番地の2

5 定款に記載された目的

この法人は、社会的ひきこもり状況に苦しむ若者に対して、ひきこもり状態やネット依存状態からの回復と、社会参加を促進する事業を運営する。この活動を通して若者の社会性をはぐくみ、地域社会での生活を支え、若者がいきいきと生活できる地域づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1086号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年8月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3050100902	一般社団法人sun・rise	和歌山市松江中3-7-10	児童発達支援	一般社団法人sun・rise	和歌山市松江中3-7-10	平成29.8.1
			放課後等デイサービス			

和歌山県告示第1087号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年8月22日

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エバグリーンプラス広瀬店  
和歌山県和歌山市元町奉行丁二丁目66番地外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
平成29年和歌山県告示第408号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成29年8月22日から同年9月22日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第1088号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年8月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーエバグリーン宮前店  
和歌山県和歌山市新中島字下ノ覚134番6
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
平成29年和歌山県告示第409号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成29年8月22日から同年9月22日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第1089号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年8月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エバグリーン西庄店  
和歌山県和歌山市西ノ庄東畑767番1外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
平成29年和歌山県告示第410号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年8月22日から同年9月22日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

和歌山県告示第1090号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年8月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エバグリーン宮街道店

和歌山県和歌山市秋月字城堀231番2外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成29年和歌山県告示第411号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年8月22日から同年9月22日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

和歌山県告示第1091号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年8月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーエバグリーン四ヶ郷店

和歌山県和歌山市加納字新白297番1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成29年和歌山県告示第412号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年8月22日から同年9月22日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第1092号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年8月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エバグリーン紀三井寺店  
和歌山県和歌山市布引字太748番2外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
平成29年和歌山県告示第413号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成29年8月22日から同年9月22日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第1093号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年8月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
松源和歌山インター店  
和歌山県和歌山市田屋138番地
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
平成29年和歌山県告示第491号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成29年8月22日から同年9月22日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第1094号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により有田市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年8月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エバグリーン有田店  
和歌山県有田市宮崎町字箕川110番1外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
平成29年和歌山県告示第414号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355-1）  
有田市産業振興課（有田市箕島50番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成29年8月22日から同年9月22日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第1095号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により御坊市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年8月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エバグリーン御坊店  
和歌山県御坊市湯川町財部840番1外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
平成29年和歌山県告示第415号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）  
御坊市産業建設部商工振興課（御坊市菌350番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成29年8月22日から同年9月22日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第1096号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により御坊市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年8月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーデリシャスヒロ御坊店



和歌山県御坊市湯川町財部50番地外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成29年和歌山県告示第416号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課(御坊市湯川町財部651)

御坊市産業建設部商工振興課(御坊市菌350番地)

5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年8月22日から同年9月22日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

**和歌山県告示第1097号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年8月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エバグリーン田辺元町店

和歌山県田辺市上の山二丁目17番22号

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成29年和歌山県告示第417号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課(田辺市朝日ヶ丘23-1)

田辺市産業部商工振興課(田辺市新屋敷町1番地)

5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年8月22日から同年9月22日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

**和歌山県告示第1098号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年8月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エバグリーン岩出中迫店

和歌山県岩出市中迫118番3外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成29年和歌山県告示第418号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

岩出市事業部産業振興課（岩出市西野202番地の3）

5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年8月22日から同年9月22日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

**和歌山県告示第1099号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年8月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーエバグリーン岩出高塚店

和歌山県岩出市高塚188番1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成29年和歌山県告示第419号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

岩出市事業部産業振興課（岩出市西野202番地の3）

5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年8月22日から同年9月22日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

**和歌山県告示第1100号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定によりかつらぎ町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年8月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エバグリーンかつらぎ店

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野字沼905番1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成29年和歌山県告示第420号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市脇四丁目5番8号）

かつらぎ町産業観光課(伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2161番地)

- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成29年8月22日から同年9月22日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第1101号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により有田川町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年8月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
デリシャス広岡吉備店、エバグリーン吉備店  
和歌山県有田郡有田川町天満563番地
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
平成29年和歌山県告示第421号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課(有田郡湯浅町湯浅2355-1)  
有田川町商工観光課(有田郡有田川町大字中井原136-2)
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成29年8月22日から同年9月22日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第1102号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により上富田町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年8月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーエバグリーンプラス上富田店  
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来沖之芝775番7外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
平成29年和歌山県告示第422号
- 3 意見の概要  
住民意見を尊重するとともに、店舗が郊外ではなく住居が隣接している場所に位置することから、悪臭・日陰・騒音等については環境に負荷を及ぼさないよう十分配慮するとともに、営業時間や交通の安全面についても、営利第一主義ではなく周辺環境へ及ぼす影響を考慮の上、対処願いたい。
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課(田辺市朝日ヶ丘23-1)  
上富田町総務政策課(西牟婁郡上富田町朝来763番地)
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年8月22日から同年9月22日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第1103号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年8月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1104号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年8月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1105号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年8月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 和歌山県告示第1106号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年8月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
  - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流及び急傾斜地の崩壊
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
釈迦南支川(2-323-1-012)、釈迦南支谷(2-323-1-013)、村内谷川(2-321-2-019)、猪谷川(2-321-2-020)、鍛冶屋谷川(2-321-2-021)、針尾谷西川(2-323-1-002)、白石(I-2220)、横谷(II-1629)、横谷(102)(II-20175)、横谷(103)(II-20176)、横谷(106)(II-20179)、横谷(107)(II-20180)、横谷(108)(II-20181)、中畑(1)(I-244)、中畑(4)(II-1502)、中畑(3)(II-1503)、中畑(2)(II-1504)、中畑(5)(III-506)、中畑(7)(III-508)、中畑(101)(II-20183)、中畑(102)(II-20184)、中畑(103)(II-20185)、中尾(I-132)、梅ノ木谷(1)(I-138)、佃東ノ段(I-172)、中尾(1)(II-1606)、中尾(3)(II-1607)、中尾(2)(II-1608)、林ヶ峰(1)(II-1622)、上ノ段(II-1623)、平野(III-608)
  - (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり
  - (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項  
次の図書のとおり  
(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 土砂災害警戒区域
  - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流及び急傾斜地の崩壊
  - (2) 土砂災害警戒区域の名称  
釈迦谷川(2-323-1-011)、与谷川(2-323-1-003)、麻生津中(I-156)、横谷(101)(II-20174)、横谷(104)(II-20177)、横谷(105)(II-20178)、横谷(109)(II-20182)

## (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第1107号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年8月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

橋ノ川右支溪(8-421-2-067)、市屋001(8-421-1-042)、太田川左支溪(8-421-2-057)、与根子川左支溪(8-421-2-058)、市屋002(8-421-3-001)、朝日(I-4663)、薬師谷2(II-8190)、橋ノ川(101)(I-80008)、橋ノ川1(II-8204)、橋ノ川(102)(II-80125)、橋ノ川(103)(II-80126)、橋ノ川(104)(II-80127)、橋ノ川(105)(II-80128)、橋ノ川(106)(II-80129)、橋ノ川2(III-4547)、市屋・市屋(I-1935)、東地(I-1936)、柿ノ内(I-1937)、グリーンピア1(I-4683)、グリーンピア2(I-4684)、グリーンピア3(I-4685)、森浦1(I-4698)、馬瀬1(I-4699)、市屋(101)(I-80009)、市屋(102)(I-80010)、市屋(103)(I-80011)、市屋(104)(I-80012)、市屋2(II-8212)、市屋3・市屋(II-8259)、市屋4(II-8260)、馬瀬2(II-8265)、市屋馬瀬1(II-8266)、森浦2(II-8267)、市屋馬瀬2(II-8268)、馬瀬3(II-8269)、市屋5(III-4556)、馬瀬4(III-4557)、市屋6(III-4558)、市屋7(III-4559)

## (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 土砂災害警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

## (2) 土砂災害警戒区域の名称

橋ノ川左支溪(8-421-2-068)、太田川左支溪(8-421-1-038)、与根子川右支溪(8-421-2-059)

## (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新

宮建設部並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第1108号

和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）の一部を次のように改正する。

平成29年8月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第3条第2号中「受けた者については、その者」を「受け、その決定」に、「確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす」を「確定している場合は、この限りでない」に改め、同条第3号中「（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）」を削り、「更生手続開始の申立てをなされていない者」を「なされていない者」に改め、「（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）」を削り、「受けた者については、その者」を「受け、その決定」に、「（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす」を「がある場合は、この限りでない」に改め、同条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条第10号ア中「経営している者又は暴力団等が」を「経営し、又は」に改め、同号イ中「経営」を「経営し、」に改め、同号カからクまでの規定中「経営している者又はその者が」を「経営し、又は」に改め、同号を同条第9号とする。

第4条の見出し中「申請書類等」を「申請等」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「原本」の次に「又はその写し」を加え、同条に次の1項を加える。

3 資格審査は、平成29年を初年とする同年以後の3年ごとの各年（以下「定期審査年」という。）に行う定期審査及び定期審査の申請期間以外の期間に行う随時審査において行う。

第5条第1号中「毎年10月1日から10月31日まで」を「定期審査にあっては、定期審査年の10月1日から同年10月31日まで」に改め、同条第2号中「知事が」を「随時審査にあっては、知事が」に改める。

第7条第5項第2号中「その」の次に「商号又は」を加える。

第10条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号中「第3条第8号」を「第3条第7号」に改め、同号を同項第6号とし、同条第3項中「第3条第2号から第4号まで」を「第3条第2号又は第3号」に改める。

第11条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第12条中「第7号」を「第6号」に、「第9号」を「第8号」に改める。

第15条中「各年度における」を削る。

別表中「建築設備」を「建築設備等」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年8月22日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱は、平成30年1月1日以降に行う入札の入札参加資格の審査及びその決定の手続について適用し、その前日までに行う入札の入札参加資格の審査及びその決定の手続については、なお従前の例による。